

第2回あきる野市地域包括支援センター運営協議会議事録

日時：令和4年12月22日（木）午後7時30分から

場所：あきる野市役所5階503会議室

1 開会

事務局（市）お待たせいたしました。定刻となりましたので令和4年度第2回あきる野市地域包括支援センター運営協議会を開会いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。また、第1回同様にwebを併用した会議にご理解ご協力を賜り重ねてお礼を申し上げます。議事に入るまで進行を務めさせていただきます、高齢者支援課長の山田でございます。よろしくお願いたします。なお、本日、庄司委員、また、橋本委員から欠席のご連絡をいただいております。また、会議録作成のため会議中は録音させていただきます。それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。次第2、会長挨拶でございます。米山会長よろしくお願いたします。

2 会長挨拶

会 長 こんばんは。年末疲れているかと思いますが、またコロナも増えてまいりまして、これからインフルエンザも大変な時期になりますが、今日は本協議会をお互いに、もう少し知るということを解説していただけるかと思いますが、よろしくお願いたします。

事務局（市）ありがとうございます。それでは協議事項に入る前に、この協議会につきましては公開することとしています。委員の皆様にお諮りいたします。傍聴をお認めいただけますでしょうか。

委 員 ー 異議なし ー

事務局（市）はい、ありがとうございます。本日の傍聴者はお二人となっておりますので入室していただきます。

ー 傍聴者入室 ー

事務局（市）それではここからの進行に関しましては、あきる野市地域包括支援センター運営協議会設置要項第9条2項に基づき会長にお願いたします。

3 地域包括支援センターの役割について（資料1）

会 長 はい、それでは地域包括支援センターの役割について事務局から説明をお願いします。

— 事務局説明 —

会 長 はい、ありがとうございました。委員の皆様から何かご質問はありますか。
事務局（市） 只今、説明しましたが各包括の方で付け加えたいところや、強調して欲しいところはないでしょうか。大丈夫でしょうか。

4 協議事項

(1) 令和5年度地域包括支援センター事業運営方針について（資料2）

会 長 協議事項（1）令和5年度地域包括支援センター事業運営方針について事務局から説明をお願いします。

— 事務局説明 —

会 長 はい、ありがとうございます。何かご質問ありますでしょうか。
私からよろしいでしょうか。包括支援センターと一般の住民の接点というのはどうなるでしょうか。住民の方が市役所に行って相談した場合に包括支援センターがありますというような話にはならないのか。

事務局（市） 市役所に直接相談に来られる方もいらっしゃって、その場合には、市役所がその方のお住いの地区の包括支援センターに連絡をして、対応してもらうこともありますし、自分で行けます、連絡できますという方でしたら、そのままご本人なり、ご家族なりが直接行く場合もございます。

会 長 医療関係者が相談に入るケースと一般市民が役所へ行くのとどちらが多いか。

事務局（包括） 市民の方からの直接のところもたくさんありますし、市役所で介護保険の申請をされた方が、認定まで一か月かかってしまうため、急を要する事例に関しては市役所に出向いたその足で包括にいらっしゃる方も多々います。病院の相談員さんからの相談も多々ありまして、退院支援などで介護保険のサービスで在宅環境を整えて欲しいとか、在宅医療につなげて欲しいというような相談が入っています。

(2) 地域ケア会議について（資料3）

会 長 地域ケア会議について事務局から説明をお願いします。

— 事務協説明 —

会 長 ありがとうございます。何かご質問はありますでしょうか。全体を通して何かございませんでしょうか。

委 員 中部包括支援センターの課題に関しては、五日市の地区にもこういった課題はあると思います。具体的な取り組み解決策の案としては、今、ヘルパーさん不足という問題があると思いますが、あきる野市の方で要請している、るのヘルパーさんは生活支援限定のサービス利用料が少し安い。その方をお使いになってケアプランに組み込まれている方も結構いらっしゃいました。しかし、最近るのヘルパーさんも段々卒業される方がいて、少なくなってきた中で生活支援のるのヘルパーさんを頼みたい時に、中々見つからないことも度々あります。以上でございます。

会 長 はい、ありがとうございます。その他どうでございますでしょうか。

事務局（市）今現在、委員の皆様はとてもお元気でこの協議会に出席していただいて、特段生活の中でお困りのことなどは少ないと思いますけど、もし、ご自身が地域課題として、体が弱くなったらとか、ご近所で困っている人がいたらとか、そういう状況を想像していただいた上で、もっとこういうこともあるんじゃないかとか自由に想像していただいて少しだけでもいいのでヒントを貰えればと思います。

会 長 わかりました。そうしたらもう少しフリーな感じで何かあれば。

委 員 今、お話聴いていまして、私なりに疑問に思っているのがあきる野市の自治会の構成についてですけども自治会に加入していらっしゃる方が8万人の人口の中で50%を切っているんですね。そうすると、どうしても隣近所含めて地域の見守りというものが、今まで自治会が力を出していただいていたところが自治会組織がなくなっている状況の中で、誰が一番細かく見たらいいのかというところで私も疑問に思っているところがございます、世帯数が多いと、その自治会組織の方々に色々とお話を伺うのが一番手っ取り早い情報収集なものですから、非常に困っている事態でございます。そういったところも含めて民生委員として自分の決められた範囲では活動していますが、その活動の中で自治会の組織の方に情報を得ているというのが実態でございます、そういうところを、非常に危惧しているところがございます。ですから今おっしゃっていただいたように自治会、民生委員、ボランティアの方々に協力を得るのは当たり前のことだと思って聴いていました。以上です。

会 長 ありがとうございます。他にはどうでしょう。

委 員 少し前に戻りますけれども令和5年と4年のあきる野市の事業運営方針というところで文章が全部同じで、変わっているのは先ほど言っていた認知症の問題だけということで、これは進展していないという意味で捉えるのか、それと

も仕組みができていないのかわからない状態で、このままだと、また令和6年、7年と同じことが繰り返されるということで、仕組み作りがどのくらいになっているかということで、例えば1番ですね、医療、介護、住まいとか地域全体で高齢者を支える体制を構築するって色々書いてあるんですけどこの辺はどのくらいまで進展しているのかということと、今度は、認知症の問題でも支援チームで連携すると書いてあるんですけど、支援チームとはどんなチームになっているのかとかですね、もう少し具体的に説明をしていただかないと我々としては何をしたらいいのかというのがわからないので、その辺を教えてくださいと思います。個人的には地域包括の総合相談として、一つは身元保証人がいない人のための手続き補助、例えば入院するときの保証人として手続きをしてくれる。二つ目に日常生活。今、皆様が行っている日常生活。それから三つ目に死後、終末に関する相談が必ず来ると思うんですね。その辺について日常生活への対応は非常にできているんですけども、亡くなった後、どうなるんですかということについても、まだまだこれから研究しなくてはいけないことがたくさんあるんじゃないかと思いますので、もし、この場で出来るのであれば、先ほど言った仕組み作り等ですね、何か一つでもご説明を頂けたら参考になるとと思いますので、よろしくお願いします。

会 長 ありがとうございます。市の方からどうでしょう。今のご意見について。

事務局（市）認知症の初期支援チームは、認知症の方で医療機関につながない人、また、つながっていたとしても生活していく中で認知機能の低下によって、対応に困っている家族の方もいらっしゃるので、そういった方を支援しています。チームにはチーム医として認知症の専門のお医者さんもいるので、相談したり、介護サービスにつないだり、認知症の方とご家族のお困りごとが少しでも軽くなって、生活していけるように助言をいただいたり、認知症疾患医療センターのセンター長からの助言や包括支援センターの初期支援チームの人たちが訪問するなどの、サポートをしています。

会 長 文章が同じという点についてはどうでしょうか。

事務局（市）はい、こちら運営方針につきましては包括支援センターの業務、役割というところで資料1でご説明をさせていただいたところでございます。こちらは包括支援センターが行う基本的な業務事項に関する運営の方針というところでございます、ここに関しましては新たな取り組みというところが入ってくれば書き替えるという形になっていくと思うんですけども、基本的事項としての方針というところで示していますので毎年これが変わっていくわけではないということをお伝えさせていただければと思います。

会 長 基本方針が書いてあって、そんなに変わるものではないということですね。

事務局（市）そういうことになります。

会 長 文章が長くてわかりにくい。法律じゃないんだからもう少し短くならないで
すかね。

事務局（市）色々参考にしながら整理させていただければと思います。あと、先ほどの地
域ケア推進会議の検討シートというところで担当の方から説明させていただきました。
地域の課題、中部高齢者はつつセンターの方から上がっておりまして、その会
議の中でこういった取り組み、解決策の案が出てきたものでございます。また今
回、この場でこういう案があるのではないかとかご意見が頂ければというところ
ではあったんですけども、私から見ても右にあるボランティアポイント、これに
関しましては市の方でも事業に取り組んでいるところではございますが、コロ
ナの影響で新規の施設受け入れもなかなか伸びてこないのも課題ではありま
す。ただ、こういった地域におけるボランティア活動に対してこういったところを
適用できないかということに関しましては新しい発想で興味があるところであ
り、今後の参考にしていけると思っております。そのような感じで課題を見て
思いつくところ、気付くところあればご意見頂ければと思います。よろしくお
願いします。

会 長 はい、では何かご意見ありますでしょうか。

委 員 ボランティアポイント制、チケット制というのはすごくいいことだと思いま
した。もう少し具体的に知りたいんですけど、私の経験からしますとシルバー人
材センターの方々に草むしりをお願いしたことが何回かあるんですよ。暑い中、
草をとってもらうのは申し訳ない気持ちになったんですけど、後で家族に聴い
てみたら、来ている方がすごくイキイキしていて色々なところから来て仕事
をしてくれる。やはり人間の一番の喜びは人のためになる、人の役に立つと
いう事だと思います。それにまたポイント制とかチケット制、又は、幾ばかり
のお金が出るっていうと頼む方も頼みやすいと思うんですよ。この辺を上手
く利用して、若い人が少なくなってしまうと元気な高齢者の方が多くなっ
ているので高齢者が高齢者のために尽くすシステムというのは良いのかなと思
います。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。ポイント制というのはこれからより展開してい
くんでしょうか。

事務局（市）今でも、新しくポイント制に入れる施設への働きかけはしているところ
でございます。ただ、なかなか地域における活動というところまでは取り組め
ない実情もございまして、今後こういったところもどのような形で入り込ん
でいけるか拡充の検討は図れるところでございます。

会 長 その他、ご意見ございますか。

委 員 只今、色々なご意見頂きましたけれども、社会事態が変わっておりまして、
定年制延長というのが大きな問題となっております。地域によっては高齢者ばか

りになっているというところで、定年制延長で実際に70歳、またはそれ以上になってもお勤めになれているという方が見受けられるということで、ボランティア活動にしろ高齢者が高齢者を看るという事態が周りでは起きているということで私たちもしっかり認識して行動していかなければならないと思われました。以上です。

会 長 はい、ありがとうございます。他にありますか。

事務局（市） 少し付け加えて、この地域課題の中でチケット制とかボランティア制のところではご近所の方同士が助け合いができればいいんでしょうけど、なかなか気を遣いすぎってしまうような関係性では頼みたい時に頼めないという事があるからこそ、こういった割り切ったボランティア制度とかチケット制度という話もこの中では出ていたので、実際取り入れている地域ではどのような声が上がってきてどう進めていつ頃から開始したのかなど情報収集をしていきたいと思っております。

5 報告事項

(1) あきる野市指定地域密着型サービス事業の利用について（資料4）

会 長 それでは（1）あきる野市指定地域密着型サービス事業について事務局から説明をお願いします。

—事務局説明—

会 長 ありがとうございます。これに関して何かご質問ありますか。

委 員 下段の地域密着型通所介護事業所というところで全箇所が定員数をオーバーした利用状況なんですけども、定員数を超えればそれだけ対処する事務員も多く必要だということでご説明いただければと思います。

事務局（市） ご説明させていただきます。説明が足りずに申し訳ございません。通所介護ですので、特養などの入所系の施設と違いまして、登録をされた方が一日の定員の中で曜日を選んだりして、ご利用されているということになりますので一日の利用定員数よりは利用人数の方は多くなるということが一般的でございます。従いまして登録定員数は多いんですけども、全員がいっぺんに施設に通うわけではなくて、曜日を分けて通われていますので定員数より利用状況が多いといったことになっております。

会 長 よろしいでしょうか。定員オーバーで毎日やっているわけではなく、枠の中で人数を配当していると。何か他にございますか。

(2) 第8期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について（資料5）

会 長 それでは、第8期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備について事務局から説明をおねがいします。

—事務局説明—

会 長 ありがとうございます。これについて何か質問ございますか。

(3) 短期集予防サービス強化支援事業について（配布資料なし）

会 長 短期集予防サービス強化支援事業について事務局からご説明をお願いします。

—事務局説明—

委 員 今ご紹介いただいた事業について具体的に教えていただきたいんですけど、これは都などから補助が出てという話なんだと思うんですけど、利用する側の負担というのはあるのでしょうか。無料でできるとか、すごく費用負担が軽いかか教えていただきたいと思いました。

事務局（市）説明が漏れていました。短期集中予防サービスの利用料はあきる野市は無料です。他の地区を調べると東京では聞いたことがないんですけど、一部負担があるところもあるのは見えています。ただ、あきる野市は無料です。ご自身で来ることが難しい方は送迎を付ける事も可能です。

会 長 これは普段病気があってリハビリをやっている人たちとどこが違うのか。普段は力を入れてやっていないのかというイメージになってしまうのではないか。普段一生懸命医療に取り組んで頑張っているけれども良くならないケースがほとんどじゃないか。だからこれに当てはまる病気はどんなものなのか。例えば骨折して治ったらその程度だけでも脳梗塞起こして麻痺が一月続いて、その麻痺がリハビリで元に戻るかというと実際はかなり厳しい。だから具体的に何を想定しているのか全くわからない。がんばれば良くなるというのは介護の基本。みんながんばってやっていてそれでも良くならないから、お金をかけて医療をやればこんなに良くなるんだということを示せば、じゃあもっとみんなリハビリを頑張ればいいんだとかそういった話になるのか、何かよくわからない。

事務局（市）医療のリハビリというよりも生活の中でのリハビリということですね。医療のリハビリは使える時期とか期間とかが決まっていると思うんですけど、そこはもう終わっている方が対象となります。

会 長 時期が終わっちゃって、リハビリが出来ない人たちをやるってことですか。誰が対象者を選ぶんですか。これは市の方で選ぶんですか。希望者がいるとかそういうことですか。

事務局（市）ざっくりとした条件としては要支援1、2の方です。その方たちが要介護にならないように手前のところで短期集中で関わっていくということですね。

詳しく説明しなかったのかもしれませんが利用される方の状態像っていうものも明確に誰もが想像できるような形で決められていないというのも市の課題になっています。

会 長 誰がやるのがよくわからない。

事務局（市） そのこの入り方、卒業するときの事も明確になっていなくて、各包括支援センターの方が受持ちをしている方で候補を挙げてもらう。もちろん無理矢理にではなく、ケアプランを立てる中でその方の目標としている事を達成するためのサービスの一つとして短期集中予防サービスというものがこの数年では新しいサービスとしてあきる野市には加わったということです。まだ、歴史も浅くて市として明確な対象を示せていないのもあきる野市の課題になっています。そういったところを明確にしていくためにモデル事業を利用してサポートしてもらおうと決めて立候補しました。

会 長 はい、ありがとうございます。大体わかりました。何かご質問ありますか。
委 員 無料ですから、お医者さんのところ行ってしまうとお金かかるので市の事業を使えば無料になるという形で受ける人がいるのではないかという懸念があるんですけども。

会 長 まあ、それはそれでいいんじゃないんでしょうか。

事務局（市） 先ほどありました予算規模というのは東京都の方の予算になるんですけども、委員の方から事業の補助金であったりのお話もありましたけれども、この事業自体は東京都の方の事業でありますので、それに市に対する伴走支援というところの部分では費用は、あきる野市では発生しません。まず、通所型サービスCの基本的事項といたしまして運動機能の低下により居宅や地域での生活行為に課題がある要支援者に対して生活機能の改善を図るため、理学療法士などが概ね3か月の運動機能の向上、改善等のプログラムを行うというものになっております。要支援者の対象者の抽出につきまして市として課題があるというところがございまして、そのあたりに関しましても東京都の伴走型支援を利用することによって明確にしていき、課題に対してもどのようにしていこうかという助言、指導が頂けるということになっております。

会 長 はい。少し漠然としていて掴みにくいですが他に何かありますか。

事務局（包括） 基本的に本当にリハビリが必要な麻痺がある方や、医療の急性期が終わった方は基本的には通所リハビリ等に通われています。短期集中予防サービスの対象者になる方というのは、いわゆるフレイルが進んでいる方たちでこのままだと介護が必要になってしまいますよという方を基本的には対象としています。その中でもお元気な方、自立されている方は自分たちで地域活動に参加していたり、女性の方はカーブスに行ったりとかもされています。そういう方ではなくて、介護認定の要支援レベルの方で自分ではなかなかそういった場に行かれ

ない方に対して対象とさせていただいているサービスになります。

会 長 何か他にございますか。

6 その他

会 長 その他につきまして事務局、委員の皆様から何かございますか。何でもよろし
のでご意見ご質問ありますでしょうか。ありがとうございました。それでは進
行を事務局にお返しいたします。

7 閉会

事務局（市） 米山会長ありがとうございました。それでは閉会の挨拶の方を布田副会長お
願いできますでしょうか。

副 会 長 遅くまでお疲れさまでした。まだはっきりしないことも多いと思いますが、今
の話も介護になる前にどうか少しでも良くして、介護の人を少なくして予算
もあまり使わないようにしようという良い考えではないかなと思います。今後、
皆様も大変で、コロナもかなり蔓延してきましたけれども、元気でご活躍くだ
さい。本日はどうもありがとうございました。

事務局（市） ありがとうございました。本日長時間に渡り委員の皆様ありがとうございました。
以上をもちまして地域包括支援センター運営協議会を閉会させていただきます。
お忘れ物のないようお願いいたします。大変お疲れさまでした。
なお、次回開催につきましては、来年3月頃を予定していますので、またご
案内の方させていただきます。ありがとうございました。